

# 重大な消防法令違反の



制度開始は

平成30年4月1日より

## 建物を公表します。

### 違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報入手し、その建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物を西はりま消防組合のホームページにより公表する制度です。

### 公表する建物（特定防火対象物）

飲食店や物品販売店、旅館など  
不特定多数の方が利用する建物  
病院・社会福祉施設など  
自力で避難することが困難な方が利用する建物

下記の法令違反があった場合は…

ホームページで公表



立入検査を実施



西はりま消防組合  
ホームページにて公表

### 公表の時期と内容

消防職員が立入検査で違反を確認し、建物関係者に重大な消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に、下記の内容を公表します。

- ①建物の名称 【〇〇商店】
- ②建物の所在地 【〇〇市〇〇】
- ③法令違反の内容【自動火災報知設備未設置】

### 建物関係者の皆様へ

重大な違反はもとより、火災予防上の不備がないように、防火管理を適切に行ってください。

また、建物を利用する方々の安全のためにも、**法令遵守**をお願いします。

【お問い合わせ先】西はりま消防本部予防課 0791-76-7120

管内各署 総務予防課 指導係

たつの消防署 0791-64-3175

太子消防署 079-276-1191

相生消防署 0791-23-7119

宍粟消防署 0790-62-8201

佐用消防署 0790-82-3874